

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
1 北千里再開発の45000平米とは何の数字か?	<p>表題の通りです。この前を言ったが、北千里再開発の45000平米とは何の数字か?お示しいただきたい。この前はまさにお役所回答というかんじであった。</p> <p>これは商業公益棟の延べ床面積として提示されているが、これは駐車場を含むのか?もし含むなら今のディオスより規模が小さくなってしまうので再検討願いたい。</p> <p>今のディオスは延床6万平米で商業部分が4万平米だ。私はこの45000という数字を見て、駐車場以外の純粋な商業の面積と思っていた。でも平面図を見ると駐車場に割り当てられている面積が大きすぎるに感じる。</p> <p>準備組合の連絡先(送付先住所)も教えていただきたい。</p> <p>直接意見を送ろうと思っている。</p> <p>回答はメールのみでお願いします。</p>	<p>第6回北千里駅前まちづくり意見交換会において、事業者となる北千里駅前地区市街地再開発準備組合から再開発事業で整備する商業公益棟の延べ床面積は、駐輪場・駐車場を含めて約45,000m²と想定している旨の説明がありました。</p> <p>商業施設の考え方につきましては、北千里駅は終着駅として交通結節点であり、千里ニュータウンの地区センターとしての位置づけから、現在の市民ニーズに対応した商業形態や施設への再編やアメニティの向上により、地域の核としての魅力づくりを行うとともに、近隣3住区の市民の生活を支える機能の充実を目指したものを検討しています。</p> <p>一方で、周辺の商業施設にも留意する必要があり、過大や競合する商業施設を整備することは、サービスを提供する側・受ける側ともに需要として見込まれず、結果として空き店舗の発生や陳腐化の原因となるなどの懸念があるため、当該計画は1階から3階をメインとした低層の商業施設とし、各フロアを広く確保する計画となっています。</p> <p>ご意見の送付先(住所)については現時点で準備組合として正式な連絡先がないため、準備組合事務局を担っている下記法人が送付先となります。</p> <p>名称:〇〇 住所:〇〇</p>	計画調整室	R7.11.17	R7.12.1
2 まともに会話できない市職員がいる2	<p>10月23日に頂いた回答について、最初の質問であるにもかかわらず >これまでの回答のとおりです という回答は、いつ・どこで回答したものか不明であり、意味が通じません。 前回の質問について、いつ・どこで・どのように回答したのか、明確に記してください。</p> <p>>質問4につきましては、人事室内でこれまでの御意見の内容を共有の上、担当職員にて応対しているものです。</p> <p>この回答は「担当職員だから応対した」としか言っておらず、「別の職員に繋げる」と述べたにもかかわらず、同じ職員が応対した理由になつていません。改めて理由を述べてください。</p> <p>念のために説明しますが、理由とは「Aという理由により、Bをした」という形で述べられ、AとBが論拠で繋げられているものです。 この場合、「Aという理由により、『別の職員に繋げる』と述べたにもかかわらず、同じ職員が応対した」という形で説明されなければなりません。 Aは「『別の職員に繋げる』と述べたにもかかわらず、同じ職員が応対した」ことを正当化できるものでなければなりません。</p>	<p>これまで市民の声やお電話にて〇〇様からいただきました御質問等につきましては、その都度、人事室で共有の上、対応させていただいております。</p>	人事室	R7.11.17	R7.12.1

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
3 路上喫煙について	吹田市の路上喫煙は多すぎます。 禁止区域外ではもちろんのこと、禁止区域内でも平気で吸っている人を毎日見かけます。ポイ捨てもあります。 街の美化、健康促進の観点から、路上喫煙は全ての公共道路で禁止になるとともに、罰則含めた規制を強化していただくことを提言します。 よろしくお願いいたします。	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。 本市では、現時点以上の規制的な手法を取ることなく、喫煙マナーやルールの遵守、市民のモラルに訴えるなど、地区指定に関わらず市内全域でまちの美化に努めているところです。今後も粘り強く啓発活動を続けてまいりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願ひいたします。	環境政策室	R7.11.20	R7.12.1
4 JR吹田駅北駐輪場とJR改札地下通路の連絡について	JR吹田駅東側地下通路(駐輪場出入口)と、JR吹田駅地下改札の有る通路はドアを一枚隔てただけであるのに行き来ができず不便です。 駐輪場利用者のほとんどはJR吹田駅利用者です。朝の時間帯はスロープを上り下りする人が頻繁に行き交い、衝突寸前の事例も多発しています。JRと協議し現在鎖錠されている地下通路間の隔壁ドアを開放し、行き来がスムーズにできるようにしてください。また、不可で有る場合はその理由を開示してください。 (駐輪後地上に上がる人と今から駐輪する為にスロープを下ってきた人が交錯しています)	JR吹田駅東側地下通路(駐輪場出入口)とJR吹田駅地下改札の有る通路の間におきましては、JR東海道線直下のアンダーパス(片山高浜線)が通っており、通路等設置できる状況ではございません。ご理解いただけますと幸いです。また、スロープ通行時の安全確保につきましては、掲示物等で注意喚起してまいります。	総務交通室	R7.11.25	R7.12.1
5 C96-2。「大阪府の最低賃金(地域別最低賃金)」が時間額1,177円に改定について市HPでの周知要。	1)標題について、11月17日に改善提案を投稿。⇒11月19日にサイトの更新をされましたが、市HPの新着に掲出されていません。⇒これでは、市民および事業者への周知が出来ていないと思います。 ⇒添付画像。C96-2。大阪府の最低賃金改定。左:吹田市HP。右:新着になし[11/19] 2)元々の投稿(C96)は、都市魅力部 地域経済振興室が市HPへの掲出を9月10日にされていましたが、市HPの新着情報に掲出されておられなかつた事によるものです。⇒1)の状況から、吹田市の業務姿勢に疑問が生じます。 3)(再掲)摂津市HPのように“罰則規定”のリンクが必要。中核市である吹田市のブランドとして、有れば良いと思います。 ⇒添付画像。C96-2。大阪府の最低賃金。摂津市HP。罰則規定リンク。 ⇒添付画像。C96-2。大阪府の最低賃金。大阪労働局HP。罰則規定リンクはサイトの最下段。⇒目につきにくいです。 4)投稿に対する地域経済振興室からの回答メールのタイトルは、投稿時の件名(C96-2の記号を含む)に願います。 ※広報課に供覧願います。 ※市議会の文教市民常任委員会の委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	ご意見をいただきました、本市ホームページにおける最低賃金に関する周知内容につきましては、トップページの新着更新情報への表示と、罰則規定のリンクを追加させていただきました。 引き続き、他市等のホームページの掲載方法を参考にしながら、掲載方法について検討させていただきます。	地域経済振興室	R7.11.25	R7.12.1

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
6 C84-2.大規模災害発生時の「一時避難地」の案内板が取り外されています。」	<p>1)標題について、11月17日に回答を頂きましたが、投稿内容に対しての回答内容に疑問。</p> <p>[投稿-10/18]:関西大学一高のフェンスに取り付けられていた“一時避難地”の案内板が、校舎の工事により、取り外されています。(中略)自治会ならびに周辺住民への代替案・期間などの周知が必要と思います。</p> <p>[回答-11/17(危機管理室)]::(前略)今後の参考とさせていただきます。</p> <p>⇒添付画像(再掲)。C84-2.“一時避難地”の案内板。上:工事前。下:現在</p> <p>Q-1:“一時避難地”の案内板について、自治会および周辺住民への代替案・期間などの周知はどのようにされますか？。</p> <p>※来年1月には、吹田市が実施される毎年の防災訓練(吹田市の全自治会が参加)が有ります。地域自治会の訓練避難集合場所になつていませんでしょうか？。※一時避難地でもある、片山公園が地域自治会の訓練避難集合場所になつていますので…。</p> <p>Q-2:吹田市は、“避難地”として関西大学との協定文書は、交わされていますのでしょうか？。</p> <p>Q-3:今回の投稿に対しての回答文の上司の決裁は、受けられていますのでしょうか？。</p> <p>Q-4:投稿に対する危機管理室からの回答メールのタイトルは、投稿時の件名(C84-2の記号を含む)に願います。⇒[回答-11/17のタイトル]:'RE: (回答)吹田市「市政に対するご意見・ご要望(市民の声)送信フォーム」結果 LNo.780'⇒このタイトルでは、投稿者は、受信メールの内容が開かないと分かりません。</p> <p>※市民総務室ならびに市議会の財政総務常任委員長に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>Q-1:現在、関西大学第一高等学校で行っている新校舎建設工事につきましては、同大学より地域住民へ工事期間を含む工事内容を案内しております。</p> <p>また、関西大学・第一中学校につきましては、通常どおり開校しておりますが、緊急時の避難が可能であることから、代替案の検討は予定しておりません。</p> <p>加えて、周辺自治会の緊急避難集合場所としましては、関西大学駐車場周辺となっていることから、当工事による影響はございません。</p> <p>Q-2:関西大学とは「災害に強いまちづくりにおける連携協定」を締結しており、当協定には、災害に対する予防、災害発生時の応急対策が含まれておりますが、一時避難地の指定につきましては、同意書での指定事務を行っております。</p> <p>Q-3:上席の決裁を受けた上で、回答しております。</p> <p>Q-4:ご要望のとおり、件名を設定しております。</p>	危機管理室	R7.11.18	R7.12.3

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
7 保育所申請および国民健康保険手続きに関する確認とご対応のお願い	<p>お世話になっております。保育所申請および国民健康保険手続きに関して、いくつか確認したい点があり、ご連絡いたしました。</p> <p>現在、仕事と育児の都合で平日の窓口対応が難しいため、後日あらためてお電話でご説明をいただきたく存じます。</p> <p>つきましては、担当もしくは責任者の方より、下記内容についてご連絡いただけますでしょうか。</p> <p>【1. 保育所申請の不備連絡について】 2024年の申請時には、私本人と妻の双方へ電話と私本人へのメールでご連絡をいただき、確認ができたためスムーズに対応できました。 しかし今回は、重要な不備連絡が自動配信メール1通のみの通知となっており、非常に見落としやすい形式であったことに疑問を感じております。 内容は「提出がなければ減点・不利となる」重大な案内であるため、今回の連絡方法が異なっていた理由および今後の改善点について説明をお願いしたいです。</p> <p>【2. 国民健康保険の手続きについて】 これまでに計3回窓口へ伺っておりますが、その都度、必要書類が後から追加される形となり、説明内容に一貫性がないと感じております。 ご案内いただいた通り書類を持参しても、次回には新たな書類が必要と言われるなど、仕事と育児の合間に何度も出向く負担が大きくなっています。 また、最終的には「WEBで申請してください」と案内されましたが、WEB申請の場合は月々の保険料が変動する可能性があるため、それを避ける目的で直接窓口へ伺っておりました。 こちらの事情をお伝えした上で来庁しているにも関わらず、結果としてWEB申請を案内されたことにも大変困惑しております。</p> <p>こちらの件についても、担当または責任者の方より経緯と改善点をご説明いただけますようお願い申し上げます。 お忙しいところ恐れ入りますが、上記内容に関し、後日お電話いただける日時をメールにてご指定いただけますと幸いです。 生活に直結する内容のため、早急にご対応いただけますと大変助かります。 どうぞよろしくお願ひいたします。</p>	<p>・保育幼稚園室より 当該手続きにつきましては、令和7年度の案内においても「申込み件数が多いため、個別に電話連絡は行わない」旨を記載しております。ただし、前年度は一部の申請について、特に確認を要する内容があり、例外的に担当者が個別にお電話を差し上げたケースがござります。</p> <p>一方で、令和8年度の案内についても、不備連絡はメールで行う旨を明記しており、案内に沿った運用として、今回もメールにて不備のご連絡を差し上げております。そのため、今回につきましては、案内記載の原則に従い、こちらからお電話での個別連絡は行っておりません。</p> <p>・国民健康保険課より メールにて日程調整後、令和7年12月9日18:15～19:00 計7回電話するも何れも留守番電話になり、連絡取れず。 メールでの日程再調整中。後日、電話にて対応を予定。</p>	保育幼稚園室、国民健康保険課	R7.11.27	R7.12.3

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
8 C93-2.市HPの「令和7年度人権週間啓発パネル展を開催します」の改善提言。	<p>1)標題について、前回投稿(11/2)「タイトルにパネル展に内容の記載を…」の提言で、具体的なタイトルに修正をされて、11月10日に市HPに掲出をされました。⇒市民部 人権政策室は、市HPの新着情報に掲出がされていません。 ⇒添付画像。C93-2.人権週間啓発パネル展。新着情報に掲出なし・サイトを開くと、「12月10日から12月16日は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。関心と認識を深めましょう。」の記載有り。 ・パネル展開催期間:2025年11月22日(土)から2025年12月26日(金)まで…の記載有り。 ・先日のTV報道で高市総理が、「金総書記と正面から向き合い具体的な成果を」「何としても私の代で突破口を開きたい」の発言で、国民(市民)の関心が高まっていると思います。</p> <p>2)[回答(11/19)]:アニメ「めぐみ」については、12月に平和祈念資料館にて上映を予定。(中略) 詳細については「平和映画会予定表」を御確認ください。 ⇒平和祈念資料館のHPの末尾の“添付ファイル”の項に「2025年10月-2026年3月のスケジュール」のリンクが貼られています。⇒「平和映画会予定表(後期)」の項を設けて明記された方が分かり易いと思います(含む、スマホの場合)。 ⇒添付画像。C93-2.「2025年10月-2026年3月のスケジュール」のリンク</p> <p>3)[その他、私見]:人口が増加の吹田市。初めて資料館に来られる方のために… ・平和祈念資料館のHPの“交通アクセス:南千里駅下車すぐ”の記載が有りますが、⇒:南千里駅下車すぐ“・左へ(地図参照願います)”にされたら… ※高齢者・車いす・シニアカーなど初めて来館の方に、北千里方面の車両に乗れば、便利…。 ⇒添付画像。C93-2.南千里駅改札口</p> <p>4)投稿に対する人権政策室からの回答メールのタイトルは、投稿時の件名(C93-2の記号を含む)に願います。⇒[回答-11/19のタイトル]:'市民の声に対するご回答について'⇒このタイトルでは、投稿者は、受信メールの内容が開かないと分かりません。 ※市民総務室ならびに市議会の文教市民常任委員会の委員長に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)御意見を踏まえ、修正後のタイトル表示で新着情報に掲載し、広く市民の皆様への周知を図りました。</p> <p>2)御意見を踏まえ、ページ内の見出しを「平和映画会予定表(後期)」とし、市民の方にとって分かりやすい表記に修正いたしました。</p> <p>3)御意見を踏まえ、初めて本施設へ来られる方にも分かりやすいアクセス表記に修正いたしました。</p> <p>4)御要望のとおり、記号付きの件名を表記のうえ、回答いたします。</p>	人権政策室	R7.11.20	R7.12.4

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
9 C87-2。「10月25日(土)の吹田市地域防災総合訓練」の広報について	<p>1)標題について、11月13日に回答を頂きましたが、投稿内容に対しての回答内容が不十分。</p> <p>[投稿-10/26]:昨年は当日の訓練状況の様子をYouTubeで公開されていましたが、今年は有りませんでした。(中略)市民に紹介されませんでしょうか?。吹田市は、非常災害時では“自助”・“共助”・“公助”が必要…と言っておられます。“自助”・“共助”のレベルアップのためにもお願いをいたします。</p> <p>[回答-11/13]:今年度も当日の訓練状況の様子をYouTubeのライブ配信にて公開しており(中略)災害への備えに繋げていただきますよう(後略)。</p> <p>→回答を頂きましたが、YouTubeのURLの記載が無く、見れません。加えて、市民への周知を要望しており、市HP(新着情報)に掲出を願います。</p> <p>※市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。</p>	<p>平素は、本市防災行政に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>令和7年度吹田市地域防災総合訓練のYouTubeでのリンクは以下のとおりです。</p> <p>Webでも検索可能となっておりますので、合わせて御確認ください。</p> <p>https://www.youtube.com/live/ZlLSyku2-gA?si=jmSWiKrR16yIkm2y</p> <p>ホームページでの周知については、参考にさせていただきます。</p>	危機管理室	R7.11.18	R7.12.5
10 吹田市地域自立支援協議会の具体的な成果とその記録に関する照会8	<p>10月31日付のご回答について、一定の謝罪の意を確認いたしました。しかしながら、実際に発生した被害の重大性および行政責任の範囲を踏まえたものとはいえず、以下の理由により改めて抗議・照会いたします。</p> <p>■「会議が機能していなかった」について</p> <p>本件の主旨は「会議が機能していなかったことについて、どのように責任を取るつもりか」です(7月18日付)。回答はそれに答えていません。</p> <p>●7月18日付の質問の再掲</p> <p>これは単なる事務的ミスではなく、長期間にわたる体制上の不備によるものであり、その責任は極めて大きいと考えます。とりわけ、10年以上にわたりこの状態を是正しなかった障がい者福祉室の管理職の責任は極めて重く、これまでに費やされた時間と公的資源(委員・職員の人事費等)の損失について、市民への説明責任があります。</p> <p>つきましては、どのようにこの事態を認識し、どのように責任を取るつもりか、管理職が直接お答えください。</p> <p>●地域自立支援協議会にかかる人件費の算定</p> <p>「会議回数×参加職員数×平均滞在時間×平均職員時給=概算人件費」で概算可能だと申し上げております(9月12日付)。</p> <p>こちらを計算してご提示ください。</p> <p>●ファシリテーションの技術について</p> <p>ファシリテーションは基本的な職務能力にもかかわらず、なぜ会議が適切に運営できなかったのかという質問(10月14日付)に対して、市は以下のとおり回答しております。</p>	<p>●7月18日付の質問の再掲について</p> <p>「会議が機能していなかったことについて、どのように責任を取るつもりか」につきましては、「会議が機能していなかった」を「意見反映のプロセスが十分に反映されなかった」に読み替えて、以下のとおり回答します。</p> <p>事態の認識については、これまでの回答のとおりです。どのように責任を取るかについては、現在の職員で、よりよい会議運営を行うことによって責任を果たしてまいりたいと考えております。</p> <p>●地域自立支援協議会にかかる人件費の算定</p> <p>市ホームページ掲載の「令和6年12月1日公表人事行政の運営等の状況」より吹田市一般行政職平均給料月額31万8,113円を基に算出しますと、1年間での人件費につきましては、全体会議2回開催×参加職員数15名×会議時間2.5時間×平均職員時給2,052円=153,900円となります。</p> <p>●ファシリテーションの技術について</p> <p>会議運営に取り組む職員の技量も未成熟な部分があったと、認識しているため、市職員も常に十分にファシリテーション能力を発揮していたとは考えておりませんが、これまで全体会議では専門部会、当事者会、地域会議の活動報告や行政からの報告など、報告の場になってしまふ傾向があり、活発な意見交換ができていなかったことや、全体会議での意見や抽出された課題を、市職員が検討しその後各会議体に共有するといった行政主体の会議運営であったことは改善すべき点であると認識しております。</p> <p>そのため、新たな任期が開始した今年度より、専門部会に会長を設置し、全体会議前後に全体会議、専門部会や当事者会の会長で協議を行い、各会議体の委員中心の会議運営になることを目指しております。</p>	障がい福祉室	R7.11.10	R7.12.8

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>>会議に参加する委員とも一緒に進めていくものであり、市職員のファシリテーション能力のみによって、会議の運営が機能するか否かが決まるものではないと認識しております。</p> <p>この説明では、職員にファシリテーション技術があったと仮定すれば、委員側に技術が欠けていたことを意味します。であれば、職員がそれを補う責務があるのは自明で、回答として不十分です。</p> <p>改めて、なぜファシリテーションが機能しなかったのか、その要因分析と再発防止策を明示ください。</p> <p>>意見反映のプロセスが十分に機能するよう、進めてまいりたいと考えております</p> <p>これだけでは、過去の失敗に対する総括・検証・責任の明確化が欠けています。</p> <p>今回の質問にすべて、明確にお答えください。</p> <p>■「質問2」について</p> <p>>地域自立支援協議会の活動により整備された具体例はございません。</p> <p>この回答により、10年間にわたり地域自立支援協議会として実質的な成果がなかったことが明らかになりました。</p> <p>市はこの結果をどのように総括し、今後どのように改善を図るのかを示すため、今回の質問にお答えください。</p> <p>■「質問3」について</p> <p>これは1, 2行の文章の謝罪で済む問題ではありません。</p>	<p>また、今任期初めての全体会議では自立支援協議会の成果などの見える化や、地域自立支援協議会(令和7・8年度) ロードマップ案をお示し、委員間での目標やスケジュールの共有を行いました。</p> <p>今後も委員が意見を出しやすい会議運営を目指してまいります。</p> <p>詳細につきましては、下記URLをご参照ください。</p> <p>https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018669/1024933/1018687/1018688/1040772.html</p> <p>要請事項</p> <p>1・2の回答について</p> <p>この10年間においても、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定の際には、地域自立支援協会全体会議において、計画について報告し、意見聴取は行ってきたところです。</p> <p>また、「全体会議として検討した課題を元に、専門分科会において施策化を検討し、計画に反映する」ということは、策定プロセスにおいて十分に行なうことができていなかったと認識しておりますが、関係者が職責を十分に果たされておらず、公的な説明責任を必要とするものとは考えておりません。</p> <p>3・4・5の回答について</p> <p>令和5年5月15日付けのメールにて、令和5年4月20日の当事者会において○○様が途中退席された件について、令和5年5月18日の当事者会定例会の前に○○様と話し合いの機会をご提案させていただきましたが、当日ご出席いただけなかったため、令和5年6月9日付け吹福障第900号通知文のとおり書面でのお伝えとなりましたが、市といましても、会議に参加される他の委員への心身の影響に配慮する必要があったことから、○○様に対し、令和5年6月以降の定例会をZOOMでご出席いただくようお願いいたと認識しております。</p>			

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>●私の症状の悪化</p> <p>当時、私は会議運営の不当性に何度も抗議したものの、会長をはじめ全委員がこれを無視し、市職員もそれを追認しました。そのため私は躁うつ病の症状により、大声を出して机を叩いて怒りました。</p> <p>その後、市は私を「不適切な行為をした」として会議への参加を禁止し、ZOOMでの参加を求めました。</p> <p>この一連の対応により私の病状は悪化し、主治医もその経緯を把握しています(必要に応じ意見書提出可)。躁うつ病で躁状態をくり返すと脳の認知機能が下がり、二度と戻りません。市の対応により私の病状が悪化したと医師からも指摘を受けており、結果的に精神的・身体的な影響が生じました。</p> <p>市の対応は障害者差別解消法の「合理的配慮の欠如による差別的取扱い」に該当するおそれがあります。</p> <p>●関係者の責任</p> <p>地域自立支援協議会には、有識者・福祉事業者・当事者などの関係者が参加しています。</p> <p>10年以上にわたって会議が機能不全に陥っていた事実については、市のみならず、関係者にも一定の説明責任があります。</p> <p>特に、専門的知見を有する委員がこの状態を看過したことは、制度の目的に反する行為であり、倫理的・社会的責任を免れません。</p> <p>●当事者会会長の不適切な行為</p> <p>当該会長は市から委嘱を受けた立場にあり、その行為については市に監督責任があります。</p> <p>当該会長の以下の行為は、適正な会議運営を著しく損ないました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私の提案・発言を繰り返し無視した ・私が質問に対して「ああ？」などと意図不明な発言をくり返し、対話を拒否した 	<p>また、上記の通知には、○○様のご主張については、当事者会の場ではなく、個別に担当者がお聞きし、対応させていただく旨を記載していました。</p> <p>その後の令和5年6月以降の当事者会定例会におきましても、会議のご案内をご連絡させていただきましたが、委員任期である令和6年度末まで○○様からのご返信は頂けませんでした。</p> <p>以上の経過から、当時の○○様への対応について、市としては可能な限りのご提案をさせていただいたという認識ですので、会長の行為の調査・検証、正式な文書による謝罪や再発防止策の策定・公表はいたしかねます。</p> <p>何卒、ご理解賜りますようよろしくお願ひいたします。</p>			

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>・「進行役」と説明されていたにもかかわらず、実際には議題を主導し、他委員を従わせた このような行為が是正されず放置されたこと自体、市の監督体制の不備を示しています。</p> <p>加えて、議事録の改ざん。 これらは重大な倫理・法令上の問題です。</p> <p>■要請事項</p> <p>1. 市として、過去10年間に会議が実質的に機能しなかった経緯・原因を明確に説明すること 2. 市として、関係者が職責を十分に果たさなかつた経緯・原因についても公的に説明すること 3. 市として、当事者会会長の行為が適正な会議運営に反していなかつたかを調査・検証すること 4. 市として、私が受けた精神的苦痛に關し、正式な文書により謝罪し、被害内容および行政責任の所在を明示すること 5. 市として、再発防止策を策定し、その内容を公表すること</p> <p>上記各項目について、誠実かつ具体的な回答を求めます。 本件に対する市の対応は、障がい者施策の信頼性に直結する問題であることを重ねて申し上げます。</p>				

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
11 C94-2.市HPの「女性に対する暴力をなくす運動」のサイトの改善提言。	<p>1)標題について、11月3日に改善提案を投稿。⇒大幅な改善をされて、11月11日にサイトの更新をされました。⇒これでは、市民への周知が出来ているとは思えません。 ⇒添付画像。C94-2.市HPの「女性に対する暴力をなくす運動」吹田市新着になし</p> <p>2)サイトを斜め読みしましたが、サイト内に「地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携、協力の下、社会の意識啓発など、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化します。」…の記述が有りますが、運動期間中(11月12日から25日)でもありイベントの記事が目立ち、未然防止についての記述が必要だと思います。 ⇒犯罪は、毎日のように起きており、大阪府警察のリンクの貼り付けが必要だと思います。「発生状況・被害に遭わないために・相談・法律改正など14項目。」 ⇒添付画像。C94-2.大阪府警察「子供や女性を守るために」のサイト。14項目 ⇒添付画像。C94-2.大阪府警察「被害にあわないために」「すぐぽりす」 [参考]:吹田市は、吹田警察署が「吹田市民を犯罪から守るために連携協定」を2023年6月に締結されています。 ⇒添付画像。C94-2.吹田市と吹田警察署と犯罪被害防止協定締結。 3)サイト内の「相談窓口」の内容に、曜日・時間帯・電話・対面、保育の有無などの記述なし。⇒添付画像の“相談内容”が分かり易い。 ⇒添付画像。C94-2.男女共同参画センター。「相談窓口」。相談内容、相談件数-R6年度女性=958件</p> <p>【まとめ】 ・運動期間がまもなく終りますが、来年度の運動期間での取り組み。そして今後の被害者の減少、隠れ被害者を考慮した相談窓口の充実化などについて利用者視点(特に初めて利用される方)での取組が必要だと思います。</p> <p>4)相談された方からの“アンケート”は、されたのでしょうか？ 5)投稿に対する回答メールのタイトルには、件名でもあるC94-2の記号を付記願います。 ※市議会の文教市民常任委員会の委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>この度は追加での御意見をいただきまして、ありがとうございます。今年度の運動期間は終了しましたが、運動期間に関わらず、支援を必要とする方が相談窓口に繋がることができるよう、いただいた御意見も参考に、より分かりやすい情報発信に努めてまいります。 また、相談窓口では、丁寧な聞き取りのうえ、相談者の意向に沿って継続した支援を行っており、アンケートを実施する予定はありません。</p>	人権政策室	R7.11.25	R7.12.8

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
12 小学6年生の中学校見学について	<p>子どもが山三小学校でお世話になっております。</p> <p>統合前は山五小学校に通っていました。</p> <p>6年生になったら中学校に見学に行きますが、今回西山田中学校だけの様子。</p> <p>統合後10年間は進学する中学校を、西山田中学校か、山田中学校か選べるようにする、と吹田市は約束してくれました。</p> <p>もしかしたら山田中学校に行くかもしれない中で、西山田中学校しか見学ができないのはどうなのかと。</p> <p>希望者だけでもいいので、山田中学校も見学できるようにしていただけないでしょうか？</p>	<p>今年度につきましては、山田中学校を見学いただける機会としまして、6年生児童のみの参加となります。また、保護者向けの一斉見学会は予定しておりませんが、同校を見学したいというお声を頂いていることから、個別での対応を予定しております。近々、山田第三小学校又は山田中学校からその旨のお知らせが配付されますので、ご希望の場合は、山田中学校まで御連絡をいただき、日程等の調整をお願いいたします。</p> <p>お手数をおかけしますが、御理解のほど、よろしくお願ひいたします。</p>	教育未来創生室	R7.11.27	R7.12.8
13 C67-2「大阪府大学生等若者への食費支援事業」について市民に再掲周知が必要	<p>1)標題について、大阪府が7月29日支援事業(19歳~22歳)を発表。⇒“9月12日に市HPに掲出が必要”を投稿。⇒9月24日に市HPに掲出をされました。⇒申込締め切り日が12月16日です。食料品価格が上昇しており、市HPに再掲出で対象者の方に周知で支援をされませんでしょうか？。</p> <p>・吹田市には大学・短大・専門学校など多くの対象者がおられると思います。他市の中には既にHPへの再掲出で周知をされています。</p> <p>2)お米クーポンの他に、食料品セットもあり、“石川県産品”のコーナーもあり大阪府が応援消費のお願いもされています。吹田市は輪島市との支援協定もされている事から、市HP掲出時には併記されたら良いと思います。</p> <p>⇒添付画像。C67-2。大阪府大学生等若者への食費支援事業。“石川県産品”のコーナー</p> <p>※市議会の健康福祉常任委員会委員長に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1・2)について</p> <p>大阪府大学生等若者への食費支援事業につきましては、ご指摘いただいた内容をもとに、対象ページを更新しております。</p> <p>今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。</p>	福祉総務室	R7.11.28	R7.12.8
14 保育園入園希望フォームについて	<p>市役所の保育園入所希望フォームについて改善をお願いしたく、ご連絡いたしました。</p> <p>毎回、来年4月入所希望時とほぼ同じ内容であるにもかかわらず、1月入所希望フォームでも家族構成・住所など、同一項目を一から入力させられる点に強い負担を感じています。忙しいからこそ保育園を利用したいのに、申請のたびに長時間フォーム入力が必要となり、本末転倒ではないでしょうか。</p> <p>この作業が2月、3月も続くと思うと大きなストレスです。過去入力内容の自動反映や、共通項目の簡略化など、ご対応いただけすると大変助かります。</p>	<p>この度は年度の異なる申請の際に、家族構成や住所などを一から入力いただく必要があることにより、日々お忙しい中で大きなご負担やご不安をおかけしておりますこと、深くお詫び申し上げます。</p> <p>ご指摘いただきました内容については、システムの仕様上、毎回の入力をお願いしている状況ですが、いただいたご意見はシステムを委託している事業者にも共有させていただき、貴重なご意見として今後の利便性向上の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、一度申請いただいた内容については、申請年度中は利用内定又は申込取下されるまで自動的に毎月利用調整を行うため、再度の申請は不要となります。</p> <p>今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。</p>	保育幼稚園室	R7.12.2	R7.12.8

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
15 市職員の文章スキルが低すぎる3	<p>前回の質問に対して交通室からご回答をいただきましたが、そもそもこの質問は交通室に対してもではありません。市役所全体の文章表現について問うたものです。</p> <p>最初の質問は市民の声2025年度4月分の37「不親切な案内が多い」です。</p> <p>以下についてご確認・ご回答いただきたく存じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所の掲示・広報で、問題のある文章が複数使われている原因は何ですか ・今後、問題のある文章が表に出ないよう、どのような対策を採りますか 	<p>・市役所の掲示・広報で、問題のある文章が複数使われている原因は何ですか</p> <p>本市では、内容に誤りがあつてはいけないこと、分かりやすい文体、用字及び用語を用いた分かりやすい文章で記さなければならないこと等を公文書の作成の指針とし、職員に対し周知を図っているところです。</p> <p>各施設等の掲示物につきましても、担当する部署において、掲示する場所や時間帯、文字数の制限等の事情を考慮した上で、お伝えしたい内容を多くの方に理解していただけるよう、文章やレイアウトを検討し、作成しているものと認識しています。</p> <p>御指摘をいただきました複数の掲示物に不親切な表現が含まれていることの原因につきましては、個々の掲示物の作成において考慮した事情等が異なることから、共通の原因により説明することは難しいと考えます。</p> <p>・今後、問題のある文章が表に出ないよう、どのような対策を採りますか</p> <p>公文書作成の指針につきましては、これまで職員に周知してきたところですが、今後の研修等におきましては、より一層『分かりやすい文章』の説明に重点を置くとともに、御意見をいただきました掲示物の例を題材に取り上げるなど、市民目線に立った、正確な表現を心がけて文章を作成するよう職員の意識向上を図ってまいります。</p>	法制室	R7.11.25	R7.12.9
16 C98.市HPの「12月4日から10日は「人権週間」です」の改善提言。	<p>1)標題について、サイトの更新日が、2022年9月21日です。⇒2025年度版にされた方が良いと思います。</p> <p>・サイト内の「人権週間啓発パネル展を開催します」の年度が、令和4年度のままです。</p> <p>⇒添付画像。C98-12月4日から10日は「人権週間」です。吹田市-2022年度</p> <p>2)他市では、この期間中に「人権週間に合わせて人権擁護委員による特設相談を実施します」のサイトが有ります。⇒吹田市人権政策室は、今からでは間に合わないと思いますが、来年度は実施について検討をされませんでしょうか。</p> <p>⇒添付画像。C98.人権週間特設相談。高槻市</p> <p>⇒添付画像。C98.吹田市・人権政策室交流活動館の令和6年度の相談実績が、398件。</p> <p>3)サイト内に「人権擁護委員による人権相談」のリンクを貼られませんか。</p> <p>⇒添付画像。C98.人権相談。吹田市</p> <p>※市議会の文教市民常任委員会の委員長に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)御指摘のとおり、再度ページを確認し修正いたしました。</p> <p>2)人権擁護委員による人権相談については、毎月、第1~4木曜日に事前予約制で実施し、人権週間がある12月につきましても、第1~4木曜日に人権相談を実施しています。</p> <p>人権週間期間中につきましては、人権フェスティバルや駅頭での人権啓発活動等の人権啓発事業を実施しており、特設相談を新たに実施することが難しい状況でございます。</p> <p>今後も人権相談の周知に努めて参りますので、ご理解賜りますようお願いいたします。</p> <p>3)「人権擁護委員による人権相談」ページへのリンク設定について、検討いたします。</p>	人権政策室	R7.11.25	R7.12.9

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
17 C95-2.災害発生時の“緊急避難集合場所”の案内板が無くなっています。」	<p>1)標題について、11月6日に投稿。⇒11月21日に回答を頂きましたが、投稿内容の「案内板が無くなっています」について、「取付について」の回答が有りません。</p> <p>[危機管理室回答-11/21]:緊急避難集合場所は、各地域が独自に定める集合場所になりますので、各地域にも確認をさせていただきます。</p> <p>・案内板の取付は、自治会ですか？、それとも吹田市でしょうか？。案内板のパネルは他所でも同じ、吹田市の仕様です。吹田市は、当該の自治会への連絡をされたのでしょうか？。</p> <p>※来年1月には、吹田市が実施される毎年の防災訓練が有ります。地域自治会の訓練避難集合場所になっていると思いますので、速やかな対処をお願いいたします。</p>	<p>御意見、御指摘いただきました件につきまして、御回答が遅くなり申し訳ございません。</p> <p>当該看板は、各自治会が取り付けるものです。毎年、1月に実施する一斉合同防災訓練に向けて、連合自治会を通じて、緊急避難集合場所の確認や看板の必要枚数等の聞き取りを実施しており、必要に応じて看板を配布しております。今年度も既に山手地区連合自治会に聞き取りを実施しており、片山公園は今年度から緊急避難集合場所として使用しないことを確認しております。</p> <p>どうぞよろしくお願ひいたします。</p>	危機管理室	R7.11.25	R7.12.12
18 市長タウンミーティングの開催方法が不明瞭2	<p>11月28日の市の回答をChatGPTに評価させました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低評価されたことについての感想 ・この回答のままで十分だと考えるかにお答えください。 <p>-----</p> <p>◆総合評価:不十分で、質問の核心に答えていない 回答は「現状は団体申込制であり、周知に努める」という事務的な説明だけで、あなたが提示した具体的な問題点――</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なぜ事前告知がないのか ・個人参加は認められないのか ・生駒市のようなオープン型にできない理由は？ ・団体名が記載されない開催報告の整合性は？ ・透明性・公平性・意見の偏りへの懸念 <p>これらにまったく答えていません。 問い合わせ内容の7割以上に触れていないため、行政文書としてはかなり不十分な回答といえます。</p> <p>◆問題点・不足点</p> <p>◎「タウンミーティングは法律で定義されていない」という前置きが無意味 これは「あなたの指摘をかわすための定型句」に見えます。 あなたは「法的定義」ではなく「透明性・公開性・公平性の問題」を問うていたので、ズレた回答です。</p> <p>◎「回を重ねるごとに変遷してきた」という説明が空虚 どう変遷したのか説明なし。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いつから団体申込制に変えたのか ・なぜオープン方式をやめたのか ・その根拠となる「ニーズ」とは何か <p>すべて不明。行政の説明責任としては不十分。</p>	<p>評価については、真摯に受け止めさせていただきます。 市長タウンミーティングの開催方法についての御意見につきましては、前回の回答のとおりです。 以上、よろしくお願ひいたします。</p>	市民自治推進室	R7.12.1	R7.12.12

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>◎「周知に努める」も曖昧 行政文書でよくある表現ですが、「努める」=「やるとは限らない」という意味なので、実質的な改善意思が読み取れません。</p> <p>◆行政側の本音が透けて見える 回答の内容から推測されるのは: ・市としては団体申込制を維持したい ・一般参加型にする気はない ・透明性の問題には触れたくない ・制度の矛盾を指摘されても回答を避けたい という「消極的・閉鎖的運用」。</p>				
19 北千里駅前再開発計画見直しおよび拡充に関する正式提案	<p>北千里駅前再開発計画見直しおよび拡充に関する正式提案書(詳細版)</p> <p>提出者:公開の都合上ここでは匿名とします(第4回北千里駅前再開発意見交換会出席者(令和6年2月24日開催)・地域清掃ボランティア活動 20年以上)</p> <p>◆はじめに 先日の市からのご回答において、本計画は商業・公益棟の延べ床面積が駐車場・駐輪場を含め約4万5千平方メートル、実質3階建て規模であるとの説明を受けました。しかしこの規模では、北千里駅が本来担うべき「千里ニュータウンの地区センター」「北摂北部の広域商圈の核」の役割には著しく不足すると考えます。</p> <p>◆現行計画が抱える課題 1. 商業床の事実上の大幅縮小 従来計画:商業 約4万m²+駐車場 約2万m² = 計 約6万m² 今回計画:駐車・駐輪含む 約4万5千m² → 純商業床は約2万5千~2万8千m²へ縮小</p> <p>2. 3階建て計画による都市競争力の喪失 周辺競合施設との比較: EXPOCITY:延べ床約21万m² 箕面大型商業施設:延べ床約10万m² → 北摂有数の駅前立地にもかかわらず縮小型再開発 → 若年層流出・回遊人口減少・将来税収低下が確実</p> <p>◆北千里に求められる都市機能(代替案) 重複競争型の商業ではなく、知的・文化・国際・教育・健康の複合拠点として再設計すべきと考えます。</p>	<p>商業床の規模や施設構成に係るご意見につきましては前回(令和7年12月1日)に回答させていただきました商業施設の考え方のとおりでございます。</p> <p>なお、施設構成や商業規模の検討状況としましては、事業検討主体である準備組合において地権者の生活再建も考慮しながら、当該地区にとって適正な規模や商業施設利用者にとって利用しやすい施設構成となるよう検討しておられます。</p> <p>地域交流・教育文化施設につきましては、本事業に併せて文化学習活動、ボランティア活動などの多様な地域活動や交流に資するコミュニティセンターの設置を検討しています。</p> <p>市民説明会やオンライン意見募集の追加開催、需要予測資料等の開示に関するご要望につきましては、段階的な情報提供や、地域等との意見交換など、丁寧な事業推進に向けて準備組合と協議しながら進めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、今回いただきましたご提案(本市民の声)につきましては準備組合に共有させていただきます。</p>	計画調整室	R7.12.2	R7.12.16

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>都市機能構成案(統合版)</p> <p>知的・教育・文化機能 専門書ライブラリー(知的生活都市の象徴となる基幹施設) ミニ学会・研究発表・ワークショップスペース 大学教員による公開講義、学生・研究者参加型プログラム 大学キュレーションショップ、カルチャー教室 日常型レンタルオフィス(学習・研究・事業の拠点)</p> <p>国際・社会交流機能 国際交流カフェ 外国人・留学生向け生活サポートセンター(小規模行政窓口) 多世代交流スペース 屋内外イベントホール／屋上イベントスペース・マルシェなど</p> <p>スポーツ・健康機能 室内スポーツ(卓球・バドミントン等)・体力測定施設</p> <p>子育て・ファミリー機能 保育・学童・幼児教育施設 キッズ＆ファミリー大型遊戯施設 生活支援・行政機能 行政サービス窓口(住民票・所得証明等取得可能)</p> <p>交通・駐輪基盤 大型二輪・幅1.5m超大型トライク対応の平面駐車区画 通路幅・入口幅に余裕を持たせた安心設計</p> <p>食文化・商業機能 高品質食料品店、カフェ、生活利便サービス</p>				

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>体験型飲食エリア ライブキッチン・スイーツ店(都市部向けライブ調理形式)</p> <p>ポップアップ／インキュベーションショップ</p> <p>デジタル・情報 OMO型デジタル施策、地域情報の統合発信拠点</p> <p>→ 単なる商業施設ではなく人が集い価値を創造する都市型拠点へ</p> <p>◆ 市に求める正式要求 純商業床の4万m²規模への再拡大 5～8階の中層複合施設として再検討 地域交流・教育文化施設の追加 市民説明会およびオンライン意見募集の追加開催 需要予測資料および根拠の開示</p> <p>◆ 結び 北千里駅前は、50年以上にわたり住民が守り育ててきた地域の中心です。</p> <p>今求められるのは、規模縮小型再開発ではなく「未来の北大阪を支える知的・国際都市としての再構築」です。 私は一市民として、北千里の衰退を見過ごすことはできません。 本提案の再検討と、今後の建設的な協議と対話の機会を強くお願いいたします。</p> <p>以上</p>				

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
20 ○○地区の困 りごとについ て	<p>この内容を市民の声に反映してください。 (3)は非公開でお願いします。 (4)の支援学級の在籍や自立活動の件については個人が特定されない範囲で公開を望みます。 2000文字を超えるので2通に分けて送信します。</p> <p>10/7に○○地区に子どもの居場所がないことなどをお問い合わせ フォームより訴えた者です。 ○○地区の子どもの居場所について既存の社会資源の活用を検討する とのことだったので進捗を伺いたいです。以下、(1)～(5)への回答 をお願いします。</p> <p>(1)○○地区に子どもの居場所がない。 子育て政策室の担当の○○さんよりお返事をいただき、子どもの居 場所を案内されましたが、結局、校区内に平日に子どもだけで利用で きる居場所は○○図書館と月1回の太陽のひろばしかなかった。 図書館があることは大変ありがたいが、遊べる場所ではない。居場所 の検討内容の進捗を教えてください。 (2)私は30代ですが、今、学びなおしをしています。近隣に気軽に勉 強ができる場所がなくて困っています。 ○○コミュニティセンターに直接問い合わせをしたところ、自習可能と のこと。 私は○○の住民で、まちライブラリーは活用できるが、問題が多い。 住民以外は登録料200円で永年無料になっている。 子どものたまり場になっていて子どもがいる時間は大人が自習でき る状況にない。 マンション内のスタディルームも住民に節度がなく使いづらい状況。 一方でまちライブラリー運用のために管理組合でシルバー人材セン ターを雇っていて、近隣はフリーライドで、なぜ住民だけが人件費を支 払わないといけないのかと疑問に思っている。</p>	<p>(1)について 子供の居場所につきましては、公園などの遊び場のほか、市域全体で既存の社会資源の活用等を検討しています。 地域の子供の居場所づくりへの支援として、働きかけ等も行いながら、地域団体等が運営する子供食堂等への開設費用や運営経費に対する補助を実施しており、今年度は、市内で3か所の子供食堂等が加わっています。また、長期休業期間中に公共施設で開設している子供の自習室の案内を引き続き行っています。 児童会館・児童センターにおきましては、子供の多様な思いに応える居場所となるよう、利用対象年齢の拡大、子供が意見表明できる場の設置、自主学習の場の提供及び相談機能の強化等の機能強化に係る規定整備・環境整備等に取り組んでおり、今後は、老朽化施設の改修や多様なニーズや年齢層に対応できる人員体制・人材育成について検討してまいります。 (担当:子育て政策室)</p> <p>(2)について まちライブラリーにつきましては、運営の方針等は運営団体様の判断によるものになりますので、大変恐縮ではございますが、運営されている管理組合様へお問い合わせいただけましたら幸いです。 市民の声は、市民総務室で専用のフォームにより受け付けたご意見・ご要望(市民の声)のうち、市が回答を行ったものについて公表しております。 10/7のお問合せにつきましては各室課個別の問合せフォームからいだいており、公表の対象になっておりません。 (担当:子育て政策室)</p>	子育て政策室、学校教育室、人事室	R7.12.2	R7.12.16

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>全国のまちライブラリーを調べたところ、日本にはおそらくマンション管理組合が運営しているまちライブラリーは、〇〇しかないと思われる。</p> <p>管理組合、管理会社に相談しても、動きが遅い。10月開催の管理組合の理事会に半数の組合員が参加しなかったため、報告会だけになり話が進まない。</p> <p>自分の保有するマンションのことなのにまるで他人事のようです。</p> <p>約460戸もあるマンションを変えるにはかなり労力がいります。吹田市も管理組合も動かず、月約30万円のシルバー人件費がかかっています。</p> <p>訴え続けましたが、もう限界です。吹田市として、なんとかしてほしいとお願いしたが、いただいた返事は管理組合に相談してなんとかするようにとのことだった。</p> <p>先にお伝えしたように理事会の半数以上が他人事です。</p> <p>市民が困っているのに市が何も動かないのはとても残念です。</p> <p>そして、本日12/1にホームページを確認したが、この声が、市民の声としてあがっていないことに不信感を抱いています。</p> <p>以下追加で調査、回答をお願いします。</p> <p>2に続きます。</p> <p>(4)支援学級在籍について</p> <p>我が子は〇〇小の支援学級在籍です。いつも先生方には温かく見守ってもらっていてありがとうございます。</p> <p>困っていることがあります。個に合っていない自立活動(合同=みんな一緒に)を受けないと支援学級に在籍できないことです。</p> <p>1~6年まで、障がいの種類や度合いなどを考慮されず、集団で同じ活動を行い、内容が我が子には合っていません。</p> <p>我が子は神経発達症の診断はありますが、学力や理解力は高い方です。</p>	<p>(4)について</p> <p>担当室であります、学校教育室の特別支援教育担当からお電話にてご回答させていただきたく存じます。</p> <p>ついては、何度かお電話させていただいておりますが、つながらない状況となっております。</p> <p>お手数をおかけしますが、もしよろしければ下記連絡先までご連絡いただきますようお願ひいたします。</p> <p>電話(吹田市教育委員会事務局 学校教育室):06-6155-8192 (担当:学校教育室)</p> <p>(5)について</p> <p>福祉分野における課題が多様化・高度化している状況を受け、本市では、平成27年度(2015年度)の職員採用試験から一般事務職に福祉コースを設け、社会福祉士資格を持つ人材の採用を進めています。また、令和2年度(2020年度)に保健所を設置したことを機に、精神保健福祉士を採用しています。併せて、採用後も、先の資格だけでなく様々な資格の取得に関し積極的に支援することで、地域の様々な課題に対応できる人材の育成を行っています。</p> <p>引き続き、採用及び人材育成の両方の側面から本市行政の推進に資するよう、努めてまいります</p> <p>(担当:人事室)</p>			

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>コミュニケーション能力もそれなりにあると思います。 しかし目には見えない困り事がたくさんあるので支援が必要です。 現在、自立活動の参加のために、クラスの国語の授業を合同で抜けないといけない状況です。 クラスで授業を受けたいのに、受けられず、合っていない合同の活動に参加させられている状態です。 2022年4月27日付の「特別支援学級及び通級による適切な運用について(通知)」以下、4.27通知の内容では、自立活動はクラスでも行えるはずですが吹田市はなぜか抽出を前提としています。 クラスでも、日々先生が個別に取り組んだり、思いを聞いたりしてくださっているので、抽出での個に合わない自立活動は不要と感じています。 週1回、個別のデイに親が送迎をしており、必要な療育を受けています。 デイと学校も定期的に関係機関連携を行ってもらっています。 多職種連携の観点により、デイから学校に何か書類を提出するなどにより、これを自立活動とみなしてほしいです。 デイの送迎も親は負担です。支援が必要なので頑張っています。しんどいし、辛いです。 本題に戻りますが、クラスで授業を受けられるようにしてほしいです。 教育を受ける権利が侵害されていると思います。 どうか、教育を受ける権利を保障してください。 2022年に4.27通知が出たその年度から、「吹田の支援学級の今後を考える会」を通して、市教委(○○さん、○○さん、○○さん、○○さん)や学校とも何度も話し合いをしているが、支援学級で行われている自立活動に関して、未だに個に応じていません。 学校は市教委より自立活動の実施について厳しく指導をされているらしく、学校は板挟み状態のようです。</p>				

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>○○小の支援在籍児童数は○○人を超えていて、個に応じた対応が難しい状況であることは理解しています。 ○○を開発すればこのような事態は想定できたと思います。</p> <p>(5)吹田市で社会福祉士、精神保健福祉士を積極的に採用し、住民のあらゆる困りごとを率先して対応できる人材の確保、育成を願います。 厚労省がすすめている「地域共生社会、我がごと丸ごと」を吹田市として、どうか、進めていって欲しいです。 私事ではありますが、先に勉強中とお伝えしました。 「社会福祉士」の資格取得に向けて日々励んでいます。 勉強を進めていくにつれ、社会福祉士や精神保健福祉士の重要性を非常に感じています。 この二つの専門職が、吹田市の最前線に立って、地域共生社会を実現していってほしいと願っています。</p> <p>この地区でたくさん困りごとを抱えているのに、吹田市、市教委、学校、マンションに訴えても訴えても、ずっと困り感を抱え続けていて、苦しいです。 このようなプライバシーに関わる内容について声をあげることにも相当勇気がいることを分かってほしいです。 長くなりましたが、どうか、よろしくお願ひいたします。</p>				
21	<p>千里丘中から千里丘北小正門前までの横断歩道、ミラーなど希望</p> <p>千里丘中エリアから関電の社宅の横を通り千里丘北小側に、または千里丘北小から千里丘中側の保育園に行く人が多いのですが、道の見通しが悪いです。 横断歩道とミラー(北小側に)をつけて欲しいです。 以前は坂を上がりきったところに横断歩道はつけられないと回答をいただきましたが、長野東エリアには坂の真ん中に停止線がある四つ角もあります。 今、関電の社宅は誰も住んでいないようで、その前の平たいところに横断歩道をつけるなど、調整できないでしょうか。 路駐があると、見通せなくて危ないのです。 無理ならカーブミラーだけでもお願いします。</p>	<p>横断歩道の設置について 警察に確認したところ、横断歩道の渡り先が民地となるため設置できないとのことです。 ご理解頂きますようよろしくお願ひいたします。 (担当:総務交通室)</p> <p>カーブミラーの設置について ご要望箇所の確認のため、電話・メールにて問合せさせていただきましたが、ご不在だったため、カーブミラーの設置希望箇所を下記まで ご連絡いただけますでしょうか。よろしくお願ひいたします。 吹田市土木部道路室 維持補修グループ カーブミラー担当 TEL:06-6831-9371 Mail: douro@city.suita.osaka.jp (担当:道路室)</p>	総務交通室、道路室	R7.12.3	R7.12.16

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
22 【再】特別児童扶養手当の事務運用について改善を求めます	<p>現在、特別児童扶養手当を受給しており、手続きの負担軽減のために改善を訴えていますが、改善されません。</p> <p>なぜ、特別な児童を介護している負担がある受給資格者の意見を受け入れないのでしょうか。</p> <p>先日、市民の声の回答が届きましたが、できないという記載だけで、負担軽減に対する代替措置がありません。</p> <p>1、市民が負担軽減を訴えても、何も対策されないということでしょうか？</p> <p>こちらの要望以外に、受付窓口を増やすなど、負担軽減措置は何もされないんですね。</p> <p>2、手続き上で必要のない短期間での窓口来庁を強いるんですね？</p> <p>3、陳述書、請願書というものがあると知りました。こちらで依頼すれば改善されるのでしょうか？</p> <p>https://www.city.suita.osaka.jp/shigikai/1017063/1012843.html</p> <p>以下、回答</p> <p>お寄せいただきました市民の声に対して、次のとおり回答いたします。</p> <p>1、特別児童扶養手当の申請書様式、診断書様式のホームページ掲載申請書様式につきましては、複写式の用紙であり、用紙によって記載内容が異なることからコピーで対応することもできないため、ホームページに掲載することはできかねます。</p> <p>診断書様式につきましては、大阪府に確認したところ、本市と同様に提出誤りを防止するため、掲載をしていないとのことでしたので、現在のところ掲載は見送らせていただきます。同様のお声が多数寄せられた場合や、大阪府からの指導があった場合には再度検討させていただきます。</p>	<p>1について 来庁が困難な場合にはご連絡をいただき、注意事項等をお伝えしたうえで用紙を郵送させていただくことで、他の受給資格者様にはご納得をいただいていることから、負担軽減が図れているものと考えております。</p> <p>従前から、特別児童扶養手当の受給に関して必要な年に1度の所得状況届の提出時期には窓口を通常の3つから4つに増やすという対応を取り、ご来室いただく市民の方の待ち時間を短縮できるように取り組んでおります。</p> <p>(担当:障がい福祉室)</p> <p>2について 提出期限までのご来庁が困難であるとのお申し出をいただきました方につきましては、郵送でのお手続きに対応しておりますので、来庁を強いているという事実はございません。</p> <p>(担当:障がい福祉室)</p> <p>3について 請願書、陳情書の提出は、市政に関する意見や要望を市議会に伝える手段です。市議会ではその内容を踏まえて、市に対して具体的な取組を求めるかどうか検討することになります。</p> <p>なお、市議会が受理した請願書又は陳情書についての処理の流れは、御提示をいただいたリンク先のホームページに掲載のとおりです。</p> <p>提出方法等については以下を御参照願います。</p> <p>https://www.city.suita.osaka.jp/shigikai/1017063/1012844.html</p> <p>(担当:議会事務局)</p>	障がい福祉室、議会事務局	R7.12.8	R7.12.17

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>なお、様式等につきましては、お電話はホームページからのお問合せで郵送を希望する旨のご連絡をいただいた場合には郵送対応をしております。</p> <p>2、所得状況届の提出期間を短縮しない 提出期間につきましては、大阪府へ審査を依頼するために吹田市においても処理が必要であり、締切直前に提出が殺到し、その後不備の修正などが必要となった場合に、11月の定時支払いに間に合わないといった事態を防止するため、短縮させていただいております。案内文に記載の提出期限を経過してから提出した場合でも、可能な限り早急に処理させていただいております。</p> <p>なお、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第13条第3項において、市町村長が行う事務として、各種届出や書類の提出が挙げられており、事務処理については、各市において行っております。</p> <p>3、所得状況届の用紙を郵送し、郵送申請するのか、窓口申請するのか、対象者に判断を委ねる 所得状況届のほかに追加で書類退出が必要な世帯がある世帯もあることから、一斉に郵送とすることはできかねます。</p> <p>また、大阪府へは原本の送付が必要であるため、用紙紛失のリスクを考慮すると、郵送を希望しない方に対してまで郵送することはできかねます。</p> <p>*****</p> <p>吹田市 福祉部 障がい福祉室 吹田市「市政に対するご意見・ご要望(市民の声)送信フォーム」控え LNo.825</p> <p><件名> 特別児童扶養手当の事務運用について改善を求める</p> <p><ご意見等の内容> 現在、特別児童扶養手当を受給しており、手続きの負担軽減のために改善を訴えていますが、改善されません。 なぜ、特別な児童を介護している負担がある受給資格者の意見を受け入れないのでしょうか。 障がい福祉室だけの凝り固まった意見ではなく、吹田市として真摯な対応をお願いします。</p> <p>以下、3点の改善を求める。</p> <p>1、特別児童扶養手当の申請書様式、診断書様式のホームページ掲載 2、所得状況届の提出期間を短縮しない 3、所得状況届の用紙を郵送し、郵送申請するのか、窓口申請するのか、対象者に判断を委ねる</p>				

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
23 【再々々依頼】市役所全体で日本語字幕表示の実施と周知を追加してください。	<p>7吹市総第8565-2号の回答に対しての意見です。ご回答ください。</p> <p>1、議題に追加できない理由は何か明確に回答してください。前回ご回答させていただいたとおり、まずは、推進方針に基づく取組を着実に進めるよう考えており、令和6年度の取組について、全室課に照会を行い、回答内容を取りまとめているところです。今後は、取りまとめた内容をもとに、来年2月頃、府内の吹田市障がい者福祉事業推進本部会議において、進捗状況の確認を行う予定です。</p> <p>日本語字幕表示の取組を会議の議題として追加できない理由につきましては、会議では、毎年度の進捗確認を行うことが定められているとともに、限られた時間の中で全体の進捗状況を確認することになりますので、新たな個別案件を隨時追加することが難しいためです。</p> <p>映画上映等における日本語字幕表示の実施については、これらの進捗確認を行う中で、取組事例として機会を捉えて周知してまいります。</p> <p>(担当:障がい福祉室) →来年2月までまだ時間はあると思うのですが、どうして案件を追加できないのでしょうか? 「取組事例として機会を捉えて周知してまいります。」とはどういう意味でしょうか? 周知するつもりはない。議論するつもりはないということでしょうか。 意見が会議体に届かず、議論されず、握りつぶされることを懸念しています。 吹田市障がい者福祉事業推進本部会議に取り上げないのであれば、どの会議体に取り上げるのか、明記してください。 有識者で議論の上で、どのような判断になったのか、議事録で確認します。</p>	<p>1について 会議の議題として追加できない理由につきましては、前回お答えさせていただいたとおり、会議では、毎年度の進捗確認を行うこととしており、限られた時間の中で個別案件を隨時追加することが難しいためです。 取組事例の機会を捉えた周知につきましては、進捗状況の報告を行う中で、状況に応じ行ってまいります。 また、これまでいただいているご意見につきまして、その都度室内でも周知しており、今後の取組の参考にさせていただきます。 (担当:障がい福祉室)</p> <p>2について 合理的配慮府内推進会議において、チェックリストの活用の説明を行う際、口頭にて事例の説明を行いました。チェックリストについては、府内の電子ネットワークにて周知を行っております。 (担当:障がい福祉室)</p> <p>3について 別添のとおりです。御確認ください。 (担当:障がい福祉室)</p> <p>4について 省略記号が多いと情報が伝わりづらくなる可能性があるため、字幕や要約筆記に限らず省略記号を追加する予定はございません。 なお、各室課の意識に関しましては、現在、市報掲載依頼書に手話通訳及び要約筆記の有無を記載させる欄を設けておりますが、字幕の有無についても記載させるよう、様式を変更することで、意識の向上を図ってまいります。 (担当:広報課)</p>	障がい福祉室、広報課	R7.12.8	R7.12.18

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>2、その後、障がい福祉室より全課にどのような周知を行ったのか、教えてください。</p> <p>字幕表示の事例については、庁内の合理的配慮推進会議にて関係部局間で情報共有を行い、会議内容についても庁内の電子ネットワークにて周知を行っております。</p> <p>→どのような内容で周知をおこなったのか、明記してください。</p> <p>本人からの申し出で字幕の有無を検討するのではなく、あらかじめ字幕対応のものであれば、字幕表示することを望みます。</p> <p>3、字幕表示についてのガイドラインを作成してください。</p> <p>手話言語条例に基づくのか差別解消法に基づくのか、どちらでもいいので、負担を軽減してください。すでにガイドラインがあるのであれば、明示してください。内容も知りたいです。</p> <p>イベントや会議等の実施の際、合理的配慮の観点を確認できるチェックリストを作成しており、チェックリストの項目に字幕表示の項目も記載しております。イベントを実施する担当室課がチェックリストを適時活用できるよう、周知を行ってまいります。</p> <p>→チェックリストの内容を確認したいので、明記してください。</p> <p>4、日本語字幕表示の示す「字」や要約に筆記を示す「要」などの表記を市報に追加してください。</p> <p>市報すいたでは、各催し等の担当室課からの依頼に基づき、日本語字幕や要約筆記がある場合には「字幕あり」「要約筆記あり」等の記載をしております。</p> <p>→依頼に基づき、記載するのではなく、市報下部の省略記号として定めてください。特別ではなく当たり前に字幕や要約筆記がある状態にするためにも、各担当課が意識を持つためにも必要だと思います。</p>	※添付資料については、公表しておりません。			

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
24 まちなかリビング北千里の利用について	吹田市青山台に在住している〇〇と言います。まちなかリビング北千里を家族で利用しますが、本を借りて少し読もうにも教科書を持ち込んでいる中高生ばかりでまったくそのスペースがありません。市民全員が気持ちよく利用できる施設として、スペースの時間制限、利用回数制限を導入すべきではないでしょうか。図書施設は塾の自習室ではありません。ぜひ行政のご検討ご対応をお願いいたします。	<p>いつも吹田市立図書館をご利用いただき、ありがとうございます。また、この度は、まちなかリビング北千里の利用について、ご不便をおかけし申し訳ございません。</p> <p>以下、施設を管理しております指定管理者からの回答となります。</p> <p>この度は、まちなかリビング北千里の利用についてご意見をいただきありがとうございます。またご来館時にご不便をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。</p> <p>開館以来多くの市民の皆様にご利用いただき感謝申し上げます。特に土曜日曜を中心にご来館の方が多い日が続いています。その為、ご来館者の方に十分な席数をご用意できず大変申し訳ございません。ご指摘いただいた中高生の利用についてもテーブル席や電源を利用できる席を中心にご利用が多くなっています。読書でご利用の際にはソファ席やブラウジング席を使用される方も多く、緩やかなゾーニングを行う中で、ご来館の皆様がお互いに譲り合う形でご利用いただければと考え、特に利用制限等は設けておりません。</p> <p>混雑時にはご指摘の状態が発生していることも承知しており、大変申し訳なく存じます。</p> <p>今回頂いたご意見からも私共施設側の説明不足や広報不足を痛感いたしました。重ねてお詫び申し上げます。まだまだ至らなさもあるかと思います。今後とも施設についてお気づきのごことがございましたら、遠慮なくお伝えください。</p>	中央図書館	R7.12.8	R7.12.18

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
25 C99.市HPの「個人市・府民税の改正(令和8年度～)」の改善提言。	<p>1)標題について、サイトの更新日が、2025年9月1日および2025年12月4日ですが、いずれも市HPの新着情報に掲出されていません。⇒これでは、市民税課は年末調整時期でもある10月～11月に納税者である市民に的確な情報を周知をする姿勢が見えないと思います。加えて吹田市の行政運営の信頼度が低下するのではないか。 ⇒添付画像。C99-個人市・府民税の改正(令和8年度～)9月1日。吹田市・新着になし ⇒添付画像。C99-個人市・府民税の改正(令和8年度～)12月4日。吹田市・新着になし 2)12月4日のサイトについての提言。 ・他市では、11月5日頃に市HPに掲出をされており、遅いように思えます。 ・12月4日に更新されていますが、9月1日に掲出された内容に変更(追加・修正)の有無が分かりません。変更があればサイトの冒頭の枠内に変更概要の記載が必要。変更が無ければ[再掲]の表記が必要。納税者は困られます。 3)税制改正の項について、個人市民税・府民税のサイトの22項目の最下段に記載。⇒この位置では、市民は気づきにくいです。市民は「税制改正」について、一番の気になる事項である事からサイトのTopへの記載が必要だと思います。※スマホの場合は、気づきにくいと思います。 ⇒添付画像。C99-個人市民税・府民税。税制改正(22項目の最下段) ※広報課ならびに市議会の財政総務常任委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)について 12月4日の更新は「4. よくある質問」のA9の表に誤りがあり、更新しました。 修正前:「150万円超 187万円以下」 修正後:「150万円超 188万円以下」 市民税・府民税のご案内に誤りがありましたこと、おわびします。 御指摘を受け、更新内容を記載、新着更新情報に掲載するよう修正しました。</p> <p>2)について 該当のページについては、9月1日に掲載、12月4日に更新しております。 掲載時期は適切であると考えておりますが、更新内容の記載がない、新着表示としていることについては御指摘のとおりであるため、1)のとおり修正しました。 今後は、新着更新情報への掲載や更新内容の明記を徹底します。</p> <p>3)について 掲載の位置、表現につきましては、見やすいホームページとなるよう、努めてまいります。</p>	市民税課	R7.12.9	R7.12.18
26 ○○の公害	<p>環境/○○様 お世話になります。 18日11時20分ころ、現地を通りかかりましたが、ご報告と異なり、18日昼も臭い・煙が激しく出ており、撮影してきました。 (添付できませんので手元に所持しています)</p> <p>追加工事を完了した(完了日17日)ので、煙・臭いを出さないと、○○から吹田市様に連絡があったとのことですが、全く、現状は異なっており、○○は吹田市様に虚偽の報告をしたものと思われます。</p>	令和7年12月18日(木)16時55分頃、電話でお伝えしたとおりです。	環境保全指導課	R7.12.18	R7.12.18
27 火災警報器の援助制度	住宅用火災警報器の援助制度がある自治体があるようですが、吹田市には同様の制度はあるのでしょうか 教えてください。	<p>吹田市でも火災警報器の給付制度がございます。 詳しい対象要件や限度額は、添付の「在宅福祉サービスのてびき」内、P2の「日常生活用具の給付や貸与」をご確認いただければと思います。</p> <p>何かご不明点等あれば、ご連絡いただければと思います。</p> <p>以上、よろしくお願ひいたします。</p>	高齢福祉室	R7.12.17	R7.12.22

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
28 歩きタバコ以外の立ち止まりタバコも禁止にしてほしい	<p>吹田市では、市内が歩きタバコ禁止になっていると聞いています。悪質な人は立ち止まって吸います。立ち止まって吸ってもタバコの有害性は無くなりません。むしろ付近は臭くなります。</p> <p>歩きタバコのみでなく、喫煙行為そのものを禁止して下さい。お子さんや妊婦さんも歩いています。</p>	<p>本市では、市内全域で歩きたばこを禁止していることに加え、乗降客数の多い駅前を中心に、路上喫煙を特に防止する必要のある地区を「環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区」に指定し、地区内における路上喫煙を禁止しています。しかし、現時点以上の規制的な手法を取ることなく、喫煙マナーやルールの遵守、市民のモラルに訴えるなど、市内全域でまちの美化に努めているところです。今後も粘り強く啓発活動を続けてまいりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>なお、いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>	環境政策室	R7.12.17	R7.12.22
29 山田駅前の○○の悪臭について	<p>要望書</p> <p>毎日、悪臭に悩まされており悪臭対策の指導をお願いします</p> <p>1.そもそも、なぜ、このような店の出店を許可したのかを、吹田市様からご回答願います</p> <p>2.住民説明会は開催されていないと思いますので開催を指導していただきたい</p> <p>3.現状の早急な対応として(指導をお願いしたいこと)</p> <p>①防臭・防煙を強化し排出ゼロとすること</p> <p>②出入り口からの漏れを防止しゼロすること</p> <p>③軽減では納得できないのでゼロ(つまりもとの状態)とすること</p> <p>④ゼロの状態が確認できるまで閉店とすること</p> <p>4.洗濯物に臭いが染み込みます</p> <p>5.悪臭により不動産の売買に影響が出た場合、損害額は山田駅周辺の地域全体で億単位です</p> <p>なぜ、良好な住宅地にこのような店舗の出店を許可したのかはさておき至急上記3の指導をお願いします</p>	<p>1.「なぜ、このような店の出店を許可したのか」について 食品衛生法では、「営業の施設が法令の規定による基準に合うと認めるときは、許可をしなければならない。」旨が定められています。当該施設は、基準に適合していたため許可しました。 (担当:衛生管理課)</p> <p>2.「住民説明会は開催されていない。開催を指導していただきたい」について 食品衛生法では、飲食店の営業にあたり、住民説明会を行わなければならない義務はありません。そのため、食品衛生法に基づき指導することはいたしかねます。 (担当:衛生管理課)</p> <p>3.現状の早急な対応について 令和7年12月17日(水)16時25分頃、電話でお伝えしたとおりです。 (担当:環境保全指導課)</p>	衛生管理課、環境保全指導課	R7.12.12	R7.12.23
30 中学校給食の件	<p>市外の高校に通う息子が、吹田市だけが中学校給食が不味いという話がクラスで話題になったそうです。</p> <p>池田市、豊中市は、美味しいが吹田市の子達は、まずかった。と口々に話したそうです。</p> <p>親としては、給食の制度があるだけありがたかったですが、こうやって、不味い思い出しとして、残るのは、とても悲しいことだと思います。</p> <p>これからの中学生のために、いち早く改善されることを願います。</p>	<p>当室では献立作成に携わっている栄養士を中心に、毎日複数の職員が検食を兼ねて生徒と同じ給食を喫食し、調理が適切か、また味付けに問題がないかなど確認しております。また、毎年、希望する学校に関してはPTAを通じて試食会を行っておりますが、保護者の方々からは大変好評をいただいております。</p> <p>一方で、本市で提供するデリバリー方式の中学校給食の副食(おかず)は、食品安全衛生関係法令により、食中毒防止の観点から、給食提供まで温度(10度以下)を保持するため冷蔵庫で保管しており、おかずが冷たいという声は一部でいただいております。</p> <p>他市とは給食の提供方式が異なるため、比較することは難しいですが、本市では令和10年度中のセンター方式による全員給食の開始に向けて取り組んでおり、温かい給食の提供を行う予定です。</p> <p>今後も安全で栄養バランスに配慮した給食を提供するとともに、よりおいしい給食提供になるよう努めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。</p>	保健給食室	R7.12.12	R7.12.24

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
31 C100-市HP「ノーベル生理学・医学賞受賞坂口志文特別栄誉教授への市長特別賞贈呈」について提言。	<p>1)標題について、市HPに10月29日に掲出されましたが、坂口志文 大阪大学特別栄誉教授のお名前の“ふりがな(しもん)”を付記されれば良かった。 ⇒添付画像。C100-ノーベル生理学・医学賞受賞 坂口志文特別栄誉教授への市長特別賞贈呈のサイト ⇒添付画像。C100-ノーベル生理学・医学賞に坂口志文氏。毎日新聞 ・市のサイトの説明文には、免疫学の研究を通して、これまで国内外の賞を多数受賞されて…の記述がありますが、個人的には、受賞理由の説明があれば分かり易かったと思います。坂口氏から市民へのメッセージは有りましたのでしょうか？。</p> <p>2)市のサイトの贈呈式の画像の説明文に“ワニ博士”の語句が有りますが、市HPで検索しましたが、説明文のサイトが有りません。市民は“ワニ博士”って何！…と思われませんでしょうか？。加えて、他の部署のサイトには、“ワニカフェ”的語句も有りますが、説明文が無かったように思います。 ⇒添付画像。C100-“ワニ博士”検索結果 ⇒添付画像。C100-大阪大学。“マチカネワニ”的ポスター</p> <p>3)吹田市は、坂口氏の功績を称えておられるのならば、12月10日(現地時間)にスウェーデンでノーベル賞受賞式がおこなわれる事について、事前に市HPでの紹介をされれば良かった。[私見] ※広報課ならびに市議会の財政総務常任委員長に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>市ホームページの「ノーベル生理学・医学賞受賞 坂口志文特別栄誉教授への市長特別賞贈呈」につきましては、12月24日付けで更新しておりますので、ご覧ください。 (https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018754/1018761/1036333/1040915.html)</p> <p>なお、贈呈式の様子の一部は、吹田市動画配信チャンネル(YouTube)「吹ちゅ～ぶ」にて公開しております、坂口特別栄誉教授からのメッセージ等も一部ご確認いただけます。 (https://youtu.be/TdCsY7EyhNo?si=Mo0oB-XTjosjBMhM)</p> <p>以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>	秘書課	R7.12.15	R7.12.24
32 C101-市HP「「吹田市長賞」を贈呈した方の一覧」について提言。	<p>1)標題について、市HPには、これまでに「吹田市長賞」と「吹田市長特別賞」を贈呈した方の一覧表には、25名の方がおられます、苗字または、お名前の読み方が分からぬ方や、あやふやな方が11名おられます。ふりがなを付していただけませんでしょうか。 ⇒添付画像。C101-「吹田市長賞」を贈呈した方の一覧 【例】:関 友菜、野藤 優貴、西牧 未央、岸本 忠三、遠藤 保仁、審良 静男、町田 樹、清水 希容、樋口 黎、安永 真白、坂口 志文 の方々。 ※スポーツ選手の場合は、応援をする機会があり、身近な存在です。 ※広報課ならびに市議会の財政総務常任委員長に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>市ホームページの「吹田市長賞」を贈呈した方の一覧につきましては、12月23日付けで更新しておりますので、ご覧ください。 (https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018754/1018761/1036333/index.html)</p> <p>以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>	秘書課	R7.12.15	R7.12.24
33 市内の公園利用について	<p>吹田市の公園で小学生の陸上チームが練習をしていることに苦言です。 公園は市民の場にも関わらず、千里南公園や津雲公園を私物化して占有している小学生集団がいる。 先日、孫と散歩時にも接触しかけた。 指導者らしき大人に注意をしたが、「うるさい、ジジイ」と言われた。 吹田市として公園のあり方、利用方法を整理し、 悪質なチームには利用禁止措置を願う。</p>	<p>本来、公園は自由利用が原則であり、多くの市民ランナーが公園内でジョギングを楽しんでいますが、公園の独占的な使い方や利用者同士の接触を誘発する行為はあるべきではありません。対象となる集団に対し、迷惑となる行為や他の公園利用者との接触事故を起こさないように指導してまいります。</p> <p>以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>	公園みどり室	R7.12.16	R7.12.25

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
34 C102-市報12月号「バスケの試合観戦に招待」について市HPでの周知要。	<p>1)標題について、豊中市のHPで“【大阪エヴェッサ市民応援デー】市内小中学生、先着500名様をご招待”が掲出されており、吹田市HPで検索をしたところ、市報の12月号に掲載されていますが、市HPでの周知がされていません。 ⇒添付画像。C102-【大阪エヴェッサ市民応援デー】豊中市HP ⇒添付画像。C102-【バスケの試合観戦に招待】【みんなのサッカーフェスタ】吹田市報12月号-38ページ ⇒添付画像。C102-チケット購入方法・友達登録</p> <p>2)市報12月号-38ページには、上記(1)の右側に“みんなのサッカーフェスタ”的タイトルで、ガンバ大阪OB選手による指導やミニゲーム(先着45組)の記事が掲載されていますが、市HPでの周知がされていません。 ⇒添付画像。C102-みんなのサッカーフェスタ-検索結果 ※広報課ならびに市議会の財政総務常任委員長に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	市HPへの周知については、申込状況に応じて今後掲載を検討してまいります。	文化スポーツ推進室	R7.12.16	R7.12.26
35 C104-市HPに「年末年始の医療体制」について掲出が必要。	<p>1)標題について、今年の年末年始の休業は、9日間と永いです。急な発熱・発病など対応可能な医療機関の情報提供が帰省中の子供さんにも分かり易い、市HP(Top頁)に必要だと思います。 ⇒添付画像。C104-吹田市のHP(Top頁)に必要 ⇒添付画像。C104-年末年始の医療体制。豊中市HP(Top頁) ・インフルエンザの流行時期でも有り、学級の休業も発生。年末年始に子供さん・お孫さんたちの実家への帰省時期でも有ります。 ・吹田市は、“安心安全のまちづくり宣言”をされています。 ※市議会の健康福祉常任委員会委員長に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>年末年始の医療体制についてより広く周知を図るため、吹田市トップページのトピックス「年末年始 各種業務案内のお知らせ」の名称を「年末年始 各種業務案内・医療体制に関するお知らせ」に変更しております。 この度は貴重なご意見をいただきありがとうございました。</p>	広報課	R7.12.18	R7.12.26

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
36 千里山西4-35の東の交差点で自転車通行違反2	<p>10月9日に頂いた回答の通り、交差点に「自転車・歩行者は交通ルールを守って通行しましょう」という巻き付け看板が設置されました。</p> <p>この文章は抽象的で、「何を、どうすべきなのか」がわかりません。これでルール違反が減ることはまずないと思われます。</p> <p>そもそも歩行者信号で進行している自転車は「交通ルール違反をしている」という自覚はないと思われます。ルール違反をするなら信号を無視して進行する筈です。</p> <p>「誰が、どのときに、どこを通るべきか」が明確でないと意味は伝わりません。</p> <p>例えば「車道を通行する自転車は、車両用信号に従ってください」であれば文字数もほぼ増えずに済みます。</p> <p>千里山駅前の踏切に「自転車は降りて下さい」という垂れ幕がありますが、ほとんどの自転車は降りていません。このことから、文章を直したところでルールは守られないでしょう。しかし、予算を費やして看板を作るのであれば最大限の効果が望める物にしてください。ほぼ意味のない看板なら、作る意味がありません。</p> <p>今回のような効果の見込めない看板を作ることは、市役所は子供の安全を考えておらず、「言われたから対処した」という責任回避に見受けられます。</p> <p>以前、「市職員の文章スキルが低すぎる」という問い合わせも行っていますが、市役所の文章スキルにはまだまだ改善の余地があると思われます。</p>	<p>平素は本市行政に御協力いただきまことにありがとうございます。啓発看板の作成について、本市では、内容に誤りがあってはいけないこと、分かりやすい文体、用字及び用語を用いた分かりやすい文章で記さなければならないこと等を公文書の作成の指針としております。</p> <p>今後、頂いたご意見を参考に最大限の効果が望める看板の作成に努めてまいります。</p> <p>以上、御理解いただきますようよろしくお願ひいたします。</p>	総務交通室	R7.12.19	R7.12.26